

平成27年度定例監査の結果の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成27年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果について別紙のとおり公表する。

平成28年2月29日

上三川町監査委員 舘野 治信

上三川町監査委員 石崎 幸寛

定例監査の結果について

1 監査期日

平成28年2月3日（水）・4日（木）・5日（金）

2 監査対象

大山保育所、各小中学校、給食センター、中央公民館

3 監査事項

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、施設の維持管理が良好であることを主眼に、次の事項を監査した。

- (1) 職員の配置、勤務状況及び事務分掌について
- (2) 事務事業の年間計画及び歳出予算執行状況について
- (3) 工事請負契約等について
- (4) 物品、財産及び施設等の管理について

4 監査結果

(1) 総評（全体）

事前に提出された資料及び当日参照した資料並びに各機関へのヒアリングによる監査の結果、各事項全般について、概ね適正に処理されているものと認められた。

(2) 指摘事項

なし

(3) 指導事項

なし

(4) 検討事項

- ・学校活動以外の事業における学校施設の利用において、学校、教育委員会

及び各事業所管課が、利用に際しての管理及び責任区分を明確にするとともに、事業の執行にあたっては連携を図れる体制を検討されたい。

※ 事務処理上の誤謬及び注意事項等で、監査時においてその都度指摘しているものについては、記述を省略している。

(5) 意見

・各施設において利用者の安全を最優先した修繕等を今後も適切に行っていただきたい。

5 報告

各機関において、監査結果「4（4）検討事項」に該当する事案は、その後の措置について、3月28日（月）までに書面にて報告していただきたい。

[監査結果の区分]

1 指摘事項等

(1) 指摘事項

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの。

(2) 指導事項

指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導・改善を即すもの。

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に、検討を即すもの。

2 意見

監査指摘事項等にはあたらないが、事務の執行等に関し、留意すべき事項又は改善の余地があるもの等への、監査委員としての意見（今後の事業運営の参考にされたい。）